

静岡の森を育てよう！

令和6年度

「静岡ひのき・杉の家」推進事業

柱・土台プレゼント事業

<ご案内>



お申込・お問い合わせ・ご相談先

静岡ひのき・杉の家推進事業担当事務局
〒410-0011 静岡市葵区安西 2丁目 21番地
(静岡木材業協同組合内)

TEL(054)271-7288・FAX(054)271-7268

オクシズ材活用協議会

<林業関係> 静岡市森林組合 井川森林組合 清水森林組合 オクシズネット
<製材・木材流通関係> 静岡製材協同組合 静岡木材業協同組合 清水港木材協同組合
<建築施工関係> 静岡大工建築業協同組合 清水建築組合
<建築設計関係> (公) 静岡県建築士会中部ブロック
ホームページ / <http://www.siz-sba.or.jp/chikizai/>

静岡ひのき・杉の家推進事業 柱・土台プレゼント事業

今まで森林は、私たちに様々な恩恵を与えてくれました。

『美味しい水』『新鮮な酸素』『食物』『木材』…数え上げればキリがありません。

また一方では、地球温暖化防止や治水効果を発揮し、私たち人間を守ってきました。

しかし、昔から続いてきた森林の恩恵が、21世紀の今、無くなるうとしています。

私たち「オクシズ材活用協議会」は、家を建てる人にオクシズ材のひのき又は杉の「柱・土台」を無償で提供し、『静岡ひのき・杉の家づくり』を応援します。

この事業を通じ、皆さんに市産材に関する理解を深めてもらい、地域の木材を使うことで静岡市の森林の公益的機能の維持につながることを知っていただきたいのです。

この事業は、地元の森林業者や、製材所、大工・工務店、建築士並びに静岡市との連携により推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1、事業内容

本事業は市産材を活用して住宅を建築する方を対象に市産材の柱と土台をプレゼントするものです。

☆提供するのは → オクシズ材のひのき又は杉の柱・土台（構造材で JAS 規格を準用）です。

☆規格寸法は → 10.5cm 又は 12cm 角で、長さ 3m 又は 4m です。

☆提供数量は → 年間でおおむね 190 棟です。

応募申請は年度事業費終了まで随時受け付けます。“

申込締切；毎月原則第 1・第 3 金曜日

☆提供する本数は → 1 棟あたり柱・土台合わせて 100 本まで、金額換算で 30 万円以内です。増改築の場合は 10 万円以内です。

※建築する住宅において実際に柱・土台として使用する本数を上限とします。

<提供する柱・土台の単価>

(単位：mm、円)

品名	樹種	規 格	税込	樹種	規 格	税込
柱	桧	120 × 120 × 3,000	6,415	杉	120 × 120 × 3,000	供給不可
		120 × 120 × 4,000	8,554		120 × 120 × 4,000	供給不可
		105 × 105 × 3,000	4,915		105 × 105 × 3,000	供給不可
		105 × 105 × 4,000	6,549		105 × 105 × 4,000	供給不可
土台	桧	120 × 120 × 3,000	6,415			
		120 × 120 × 4,000	8,554			
		105 × 105 × 3,000	4,915			
		105 × 105 × 4,000	6,549			

2、申込みの条件 / 次の6つの条件をいずれも満たしている場合に申し込みできます。

① 主要構造材は、市内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたもの、かつ、工事、施工、設計監理は、市内で営業する、大工・工務店・建築士によって行われること。

② 主要構造材に「市産材」を60%以上使用すること。

③ 市内に住宅を新築、建替えまたは増改築をし、居住すること。

(昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断により補強が必要と診断された住宅の建替に関しては優先して受け付けます。)

④ 提供された柱・土台は、申請した建築現場以外では使用しないこと。

⑤ 建築現場を見学会など展示PRの場として提供が可能であること。

⑥ 建築現場に市産材使用の表示PRを行うこと。(PRのぼりを提供します。)

3、申込みに必要な書類等

● 様式1号(柱・土台の提供についての申請及び確認書)

● 様式2号(市産材使用計画書)

● 様式3号(柱・土台申請内訳書)

● 添付書類; ①確認済証・建築確認通知書1面~6面(写)(申請書(写)でも申込時は可能)

②柱・土台の申請内容を、確認通知に使用した平面図にマーキングして番号を付け提出してください。

③建築現場案内図(ゼンリン地図など)

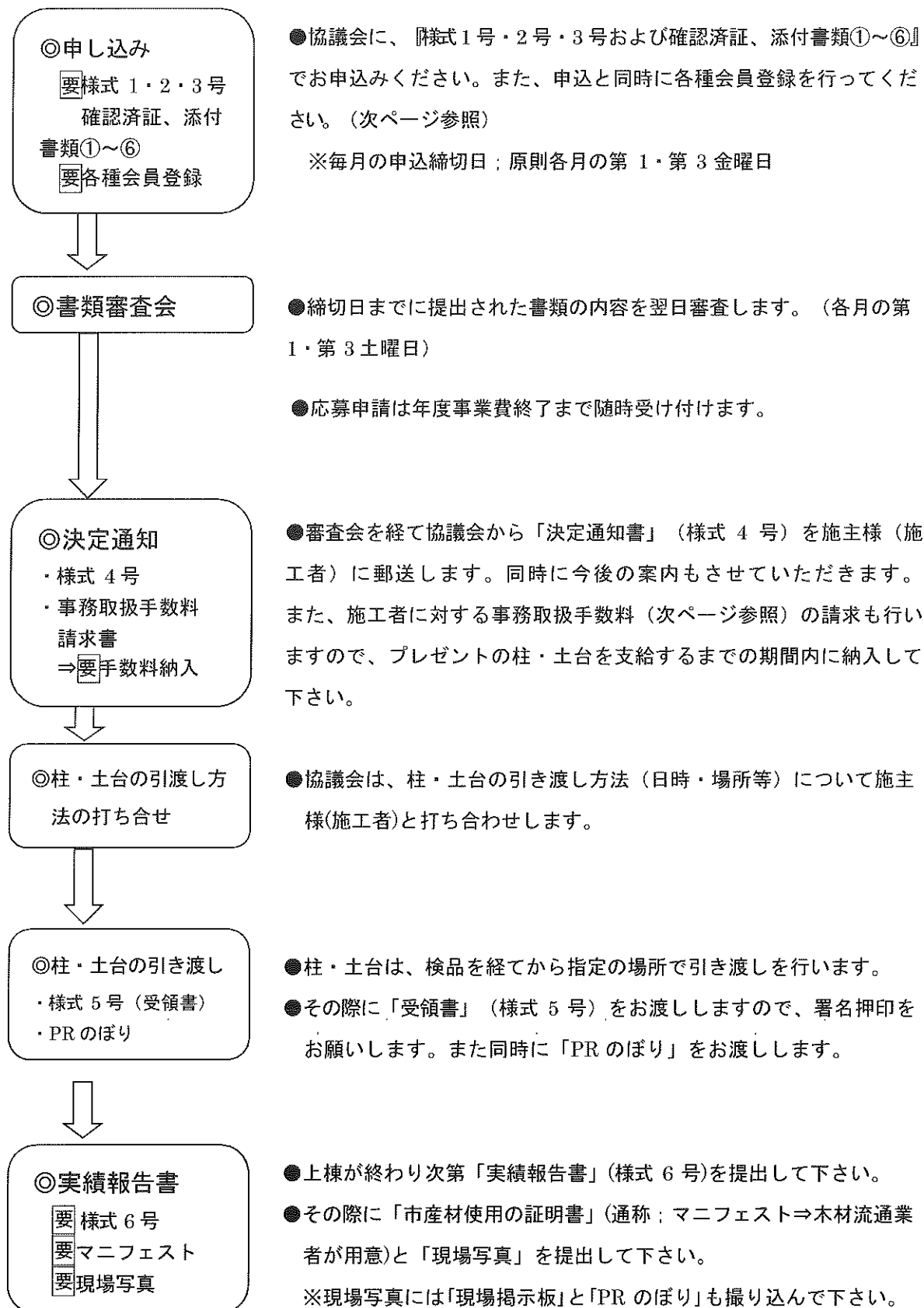
④建築請負契約書(写)

⑤「わが家の専門家診断」の診断結果報告書の写し(建替えの場合のみ)

事業予定表

棟数	毎月	10棟(年間120棟程度)
申込締切日	毎月	第1・3金曜日(3月は第1のみ)
審査会開催日	毎月	第1・3土曜日(3月は第1のみ)

4、手続きの流れ



注) 施工の途中で、申し込みの条件を満たさなくなった場合または使用する柱・土台の本数が減った場合などは、速やかに報告してください。

その他、詳細についてはオクシズ材活用協議会にお問い合わせください。

※次ページの「諸費用一覧」をご覧ください。

諸費用一覧

今年度に本事業に申込を行う際には、下記の費用を納入してください。

<詳細は、「『静岡の森を育てる会』『登録会員』『賛助会員』加入のご案内」をご覧ください。>

【 新築・建替えの場合 】

◎育てる会入会金。

申請者(施主)は育てる会に入会していただきます。その際入会金として 5,000 円をお支払いいただきます。

◎年会費

対象者	会員区分	会費	摘要
建築士	登録会員	5,000 円	対象；協議会構成団体である社団法人静岡県建築士会静岡支部又は清水支部に所属する方。
	賛助会員	20,000 円	対象；登録会員以外の方で、市内で建築士事務所を営む方。 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000 円が必要
施工業者	登録会員	5,000 円	対象；協議会構成団体である静岡大工建築業協同組合又は清水建築組合に所属する方。
	賛助会員	20,000 円	対象；登録会員以外の方で、市内で大工工務店を営む方。 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000 円が必要
木材流通業者	登録会員	5,000 円	対象；協議会構成団体である静岡木材業協同組合又は清水港木材協同組合に所属する方。
	賛助会員	20,000 円	対象；登録会員以外の方で、市内で木材業を営む県産材取扱業者。 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000 円が必要

※登録会員は、それぞれの分野で協議会構成員である各団体に所属している方です。

加入していない場合は、賛助会員として登録してください。

※賛助会員の新規登録料 10,000 円は、昨年度までに加入した方は必要ありません。

※会費は、申請(申込)時に一括して納入して下さい。

◎事務取扱手数料

対象者	対象工事	金額	納入期限
施工者	1 件あたり	10,000 円	協議会からプレゼントの柱・土台を支給するまでの期間内

【 増改築の場合 】

◎育てる会入会金。

申請者(施主)は育てる会に入会していただきます。その際入会金として 5,000 円をお支払いいただきます。

◎事務取扱手数料

対象者	対象工事	金額	納入期限
施工者	1 件あたり	10,000 円	協議会からプレゼントの柱・土台を支給するまでの期間内

各種会費・手数料の振込先；静岡銀行 安西支店 普通 0518089
 オクシズ材活用協議会 会長 渡辺 武
 (振り込み手数料は、各自ご負担ください。)